

平成 26 年 9 月 15 日

行政書士 ^{すずき} 鱸 弥生の情報発信

NO.26 父子関係 ～法律か血縁か～

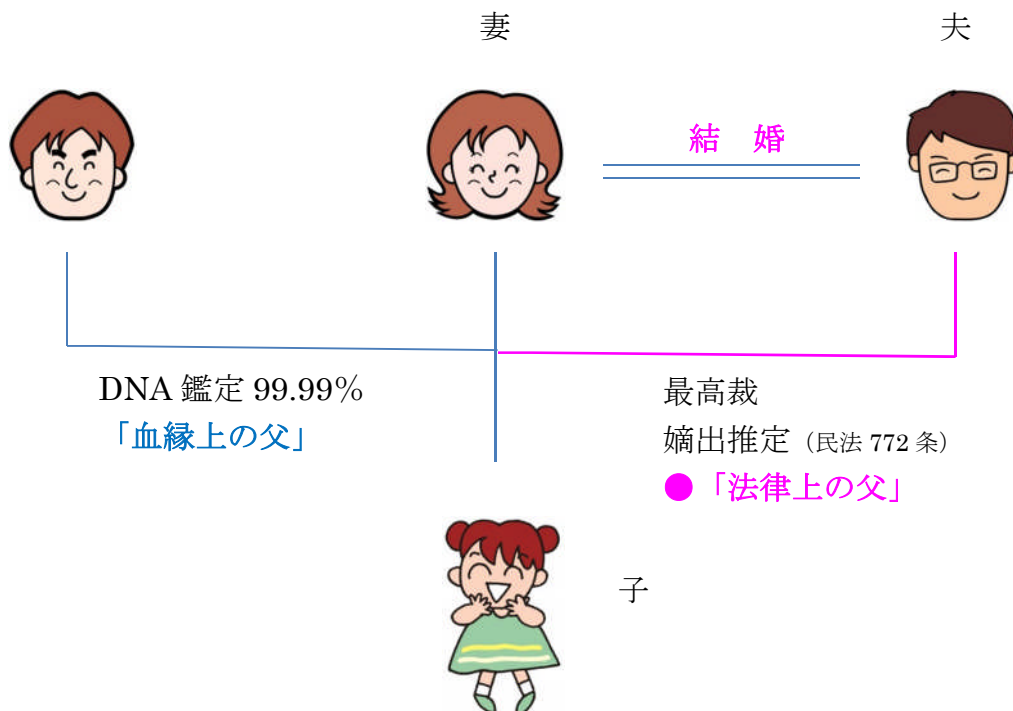
みなさん、お元気でお過ごしでしょうか？
今年、秋の訪れが早いですね。秋の味覚は盛りだくさん！！
食欲の秋を存分に楽しめそうですね(笑)



最近、一般の人でも気軽に DNA 鑑定を利用できるようになりました。今回は、法律が制定された当初、想定されていなかった DNA 鑑定が、法律を覆すことができるかという問題です。

「血縁上の父」と「法律上の父」

婚姻中に妻が不貞行為を行い、子どもを出産。その後、DNA 鑑定を根拠に、妻が「法律上の父」である夫との父子関係の取り消しを求め、裁判を起こしました。2 件の訴訟（旭川と大阪）では、子どもは現在、母と血縁上の父と暮らしています。妻側は、「物心ついたときから血縁上の父を父親として育ててきた」と訴えました。



裁判所の初判断 (2014. 7. 18)

最高裁は、妻が不貞行為で子を妊娠した当時、妻と夫の間には夫婦の実態があったとし、DNA 鑑定という科学的根拠があり、夫婦が離婚して、母と血縁上の父のもとで子が育てられ

ているとしても、法律上の父子関係を否定できないとし、結局、DNA鑑定で法律は覆りませんでした。一度決まっていた父子関係が変わってしまっは、子どもの身分が安定しないという理由です。

反対意見

この判決は、5人の裁判官のうち2人が反対しました。

反対意見で金築(かねつき)誠志裁判官は、「子どもは、血縁上の父と生活しているのに、法律上の父は別にいるという状態が継続する、このような状態が自然といえるだろうか、また、将来、法律上の父の相続問題が起きたときに、法律上の父の他の相続人は、子が実子として相続人になることに納得できるであろうか」と述べています。

時代の変化

この判決より先の2013.12.10、最高裁は、性同一性障害で女性から男性に性別を変更した夫とその妻が、第三者の精子を使って出産した子どもとの関係について判断。「血のつながりがないことが明らかでも夫の子と推定できる」とし、法律上の父子関係を認める初判断をしました。(こちら賛成3、反対2という僅差)

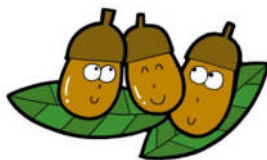
民法が制定されたのは明治時代。その当時、DNA鑑定も生殖補助医療(体外受精など)もありませんでした。時代とともに多様化する親子関係。裁判で争うのは時間も労力もかかります。今後は、時代にあった民法改正の議論が必要なのではないでしょうか。

Pick Up 1

前回の「身辺整理」、たくさんのご感想をいただき、うれしい限りです(*^_^*)

「身辺整理を行うきっかけになりました」「引越し準備中です」「義理の親の遺品整理では本当に苦労しました、自分は子どもに迷惑をかけないようにしようと思います」「年配の方で、毛皮やカシミア等の上質なロングコートの処分で困っている人が多いので、財産項目に追加しては?」「思い出深いものは写真にとってSDカードに入れておくのも一案かも」

私自身も引越し?と思うくらい、家の中の整理をしました。お蔭で、気分もすっきり!!
これからの生活、快適に過ごせそうです。



◆行政書士9年 主婦19年 情報発信の行政書士◆

鱸 (すずき) 行政書士事務所
行政書士 鱸 弥生

離婚、相続、贈与、遺言、内容証明
契約書全般、不動産(業務提携)、そ
の他何でもお気軽にご相談ください。

〒659-0068 芦屋市業平町1-17-203(JR芦屋徒歩1分)

TEL 0797- 55- 6203 FAX 0797- 55- 6204

Web <http://suzuki-gyousei-office.com>

E-mail info@suzuki-gyousei-office.com